

○飯塚市市営住宅使用料滞納整理要綱

令和2年4月1日

飯塚市告示第100号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市市営住宅条例(平成18年飯塚市条例第207号。以下「条例」という。)及び飯塚市市営住宅条例施行規則(平成18年飯塚市規則第200号。以下「規則」という。)に基づき、本市が建設し、又は管理する住宅(以下「市営住宅」という。)に係る使用料の滞納整理を適切に行うため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 滞納者 使用料を滞納している市営住宅の入居者及び退去者をいう。
- (2) 法的措置 条件付使用許可取消し、支払命令、即決和解、調停、支払督促、明渡し訴訟及び強制執行をいう。

2 前項各号に定めるもののほか、この告示で使用する用語の意義は、条例の定めるところによる。

(督促)

第3条 市長は、毎月の定められた納期限までに使用料を納付しない者に対して、納期限後20日以内に督促状を発送し、納付督促を行うものとする。

(催告)

第4条 市長は、滞納月数が3月以下の滞納者に対して催告書を送付するものとする。

(最終催告)

第5条 市長は、滞納月数が4月以上の滞納者に対して最終催告書を送付するものとする。

(送付の例外)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、催告書、最終催告書(以下「催告書等」という。)を送付しないことができるものとする。

- (1) 訴訟等により和解し、その和解内容を履行している者
- (2) 不慮の災害、病気等で多額の出費を余儀なくされた者
- (3) 市営住宅を退去済みで死亡した者
- (4) 市営住宅を退去済みで行方不明の者
- (5) 破産手続中の者(滞納している使用料を債務として申立した場合に限る。)

(連帯保証人への納付指導依頼)

第7条 市長は、第3条、第4条及び第5条の規定による督促及び催告にもかかわらず、納付の有無がみられない者に対しては、その連帯保証人に対して納付の指導を依頼する。

(法的措置対象者の選定)

第8条 市長は、第3条から前条までに規定する納付指導等にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、又は該当することが見込まれ、かつ、法的措置によらなければ納付が期待できないと判断される者を法的措置対象者(以下「対象者」という。)に選定するものとする。

(1) 滞納月数が24月以上の者

(2) 滞納額が30万円以上の者

2 市長は、前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除外することができる。

(1) 納付を誓約し、当該誓約に従って納付を継続している者

(2) 入居者又は同居者が病気等のため、多額の出費を余儀なくされていると認められる者

(3) 主たる生計維持者の死亡により、生活が極めて困窮していると認められる者

(4) 不慮の災害等に遭った者であって、生活の困窮が見込まれると認められる

(5) 前各号に定めるもののほか、やむを得ない特別の事由があると認められる者

3 市長は、前項に該当すると認める場合において、必要に応じて本人等から関係書類の提出を求めることができる。

(対象者に対する措置)

第9条 市長は、対象者に対して契約解除通知を内容証明郵便により送付する。この場合において、必要と認められるときは、その連帯保証人に対しても書面によりその旨を通知するものとする。

(法的措置の実施)

第10条 市長は、契約解除通知を送付した対象者が当該納入期限までに滞納している使用料の全部を納付しない、又は到達の日から14日(飯塚市の休日を定める条例(平成18年条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く。)を経過したにもかかわらず、当該通知にも応じず、納付する意思が認められない者については、使用料支払及び住宅明渡しに係る訴訟を提起する。

(和解)

第11条 市長は、対象者のうち、滞納している使用料の全部又は一部を納付した者及び分割納付の意思を示した者については、必要に応じて即決和解の申立てを行う。

(支払督促の申立て)

第12条 第8条の規定にかかわらず、市長は、住宅明渡しを求める必要のない滞納者であって、かつ、納付する資力を有するものについて、当該滞納者の居住地を管轄する簡易裁判所に対し、支払督促の申立てを行うものとする。

2 滞納者に支払督促が送達され、当該滞納者が民事訴訟法（平成8年法律第109号）第39条第1項定める期間内に異議の申立てをせず、かつ、債務を履行しない場合は、前項の裁判所に対し仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものとする。

3 滞納者が支払督促に対し法定期限内に異議の申立てをすれば、訴訟に移行するため、議会の議決を得るのに必要な手続きを行うものとする。

(強制執行)

第13条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、強制執行の申立てを行う。

- (1) 住宅明渡し等請求訴訟に勝訴した場合
- (2) 和解又は調停の条項について不履行があった場合
- (3) 仮執行宣言付支払督促後に納付がない場合

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(候補者の選定の特例)

2 次の表の左欄に掲げる年度における第8条第1項第1号の規定の適用については、同号中「24月以上」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和2年度	60月以上
令和3年度	60月以上
令和4年度	48月以上
令和5年度	48月以上

3 次の表の左欄に掲げる年度における第8条第1項第2号の規定の適用については、同号中「30万円以上」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和2年度	100万円以上
令和3年度	100万円以上
令和4年度	50万円以上
令和5年度	50万円以上

(要領の廃止)

4 飯塚市市営住宅使用料滞納事務処理要領は、廃止する。